

## 鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第80回）

- 日時：令和3年5月14日（金）午後4時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事  
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、令和新時代創造本部、  
危機管理局、総務部、地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局、  
教育委員会  
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター  
鳥取市保健所長
- 議題：
  - （1）緊急事態宣言等の拡大について
  - （2）症例報告について
  - （3）その他

# 新型コロナウイルス警戒事態宣言

R3. 5. 31まで

あなたの命、地域を守るために、感染予防の協力をお願いします。

- 帰省や旅行、仕事、研修も含め、県境を越えた移動は、必要不可欠な場合を除き、控えてください。(山陰両県、兵庫県香美町・新温泉町を除く)
- 部活動を含めたスポーツを行う場合には、大声を出さない、原則マスク着用、消毒など、感染防止の徹底をお願いします。
- 家庭や職場においてもマスク、手洗い、換気、消毒など、感染予防の数段のレベルアップをお願いします。
- 県外からの集客が見込まれる大規模イベントは、厳重な感染予防対策を行ってください。対策が困難な場合は中止や延期の検討を。
- 感染を抑えるため、保健所の調査にご協力をお願いします。  
(日常生活に必要な活動や地域内観光は差し支えありません。)

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(11例目)

感染者が利用していた施設で、県内11例目となる新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が発生したことが、5/13（木）に確認されたため、条例に基づき以下のとおり対応中。

## 1. クラスターが発生した施設

鳥取商業高等学校大体育館及びバレーボール部部室

## 2. クラスターと認められる施設への立入りが確認された陽性者

9名（鳥取商業高等学校バレーボール部員）

## 3. 患者対応

陽性者は感染症指定医療機関又は入院協力医療機関に全員入院済み

## 4. クラスター対策条例に基づく対応状況

### 根拠条文（まん延防止のための措置）

第6条第1項 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

第6条第2項 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

### 対応状況

- 条例に基づき、施設管理者（鳥取商業高等学校）に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求めた。
- 施設管理者は、感染拡大の場と推定される施設を閉鎖し、検査対象者への連絡に協力している。
  - 積極的疫学調査により、5/13に部員（32人→8人陽性）及び校内関係者（57人→陰性）を検査済み。
  - 濃厚接触者で陰性が確認された者には最終接触日より2週間の健康観察、外出自粛を要請。
  - **更に、本日は、学校内の検査未実施の生徒や教職員約450人に対して幅広く検査を実施中。**
- 当該施設は特定施設に当たることについて配慮しながら対応。**再発防止に向けた感染防止対策や施設の消毒など速やかに実施していくため、本日、クラスター対策特命チームを現地に派遣した。**

# クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況(11例目)

## 【現地派遣結果】

- クラスターが発生した施設（体育館器具庫及び部室を除く）は、鳥取市保健所並びにクラスター対策監の立ち入りのもと、適切に消毒されていることを確認した。
- 体育館器具庫及び部室については、日数（ウイルスが死滅する3日以上）を置いた上で、改めて消毒するよう指示した。

## 根拠条文（公表）

第7条第1項 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

## 対応状況

- 昨日、施設名を公表。バレーボール部員だけでなく、学校内の生徒や教職員等に対しても幅広く検査を実施中。

## 根拠条文（指針の参酌）

第8条第3項 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

## 対応状況

- 施設管理者との協議においては、鳥取県教育委員会作成の鳥取県立学校版感染症予防ガイドラインを参酌しながら対応中。

# クラスター発生に伴う県立高等学校の対応について

## ■ 部活動、大会、練習試合等の対応

### ＜部活動の対応＞

- クラスター対策特命チーム、専門家チームによる鳥取商業高校クラスターの調査結果・原因分析を踏まえ、全ての県立学校の部活動において当該結果等に基づく点検を実施し、感染防止対策が確認されるまで活動を停止

※点検結果を踏まえたガイドラインの見直しを実施

### ＜練習試合、合同練習、合宿の対応＞

- 県内、県外又は対戦相手の如何にかかわらず、全ての試合等を、当面の間中止

### ＜公式大会の対応＞

- 主催者（県高等学校体育連盟）に対して、大会の延期について要請

## ■ 鳥取商業高校の学習への対応

- 臨時休業中に生徒が授業を十分に受けることができないことにより学習に遅れが生じることをのらないよう対応
  - オンライン授業を活用した学習支援や学習プリントによる支援
- 生徒の健康管理については、生徒（家庭）との連絡を毎日行い、健康状態の把握に努める

## ■ 他の学校における学習への対応

- マスク着用をはじめ、授業中の「密」防止の工夫や換気の徹底
- 県内において感染が拡大した万一の場合に備えて、分散登校や分割授業が実施できるよう準備を進める

# 私立学校等部活動の対応について

## ➤ 県内私立中・高等学校に対して、県立学校に準じた部活動における感染防止対策の点検・徹底等を依頼

- ・全私立中・高等学校において、管理職・顧問・生徒により部活動の点検を行い、部活動や学校行事の制限について、県立学校に準じた対応を予定

## ➤ 大学等に対しても県立学校の取扱いを情報提供し、対応を依頼

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ・米子工業高等専門学校    | 県立学校に準じて対応    |
| ・公立鳥取環境大学      | 部活動、サークル活動禁止中 |
| ・鳥取看護大学・鳥取短期大学 | 部活動、サークル活動休止中 |
| ・鳥取大学          | オンライン活動のみ許可   |

## ● 大学運動部活動のクラスター対策

- ・4/16のクラスター発生を踏まえ、県と大学が連携して「公立鳥取環境大学施設における感染症対策マニュアル（体育館、クラブハウス、学生食堂編）」を作成
- ・感染防止対策の参考としていただけるよう、他の県内大学等へもマニュアルを提供し、横展開

## ● 鳥取短期大学における陽性者判明（5/12）に係る対応状況

- ・5月13日（木）～14日（金） 休校
- ・5月17日（月）～26日（水） 遠隔授業
- ・学生に対し、不要不急の外出、アルバイト、県外学生の帰省の自粛を要請

# 保健所への支援体制

## ■ クラスター対策特命チームの派遣

- 県立鳥取商業高校事案対処のため、鳥取市保健所へクラスター対策特命チーム（衛生技師など）を派遣（5/14～）  
⇒既に、住田クラスター対策監が現地で初動対応を指揮しており、今後、クラスター対策特命チームを派遣
- 米子市内のクラスター施設対処のため、米子保健所へクラスター対策特命チーム（衛生技師など）を派遣継続中（4/28～）

## ■ 県立鳥取商業高校の現地等において原因分析を行う鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの派遣に向けて鳥取市保健所と連携・調整中

## ■ 保健所支援に向けた応援態勢は引き続き50名体制を確保



## 人権配慮に係る県民へのメッセージ

**感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

感染者自身のほか、学校などの関係先や立ち寄り先などに対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

**本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。**

確認された誹謗中傷等の画像や文章は、保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。また、県と弁護士会、県警、法務局の4者連携による「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」で事例発生時等に支援を行います。



感染者はウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広げていきましょう。



# 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域の拡大

## ■ 緊急事態宣言の拡大

- 新たに、北海道、岡山県、広島県の3道県を追加

区域	期 間
北海道・岡山・広島(追加)	令和3年5月16日から5月31日まで(16日間)
愛知・福岡	令和3年5月12日から5月31日まで(20日間)
東京・京都・大阪・兵庫	令和3年4月25日から5月31日まで(37日間)

## ■ まん延防止等重点措置地域の拡大

- 新たに、群馬県、石川県、熊本県の3県を追加

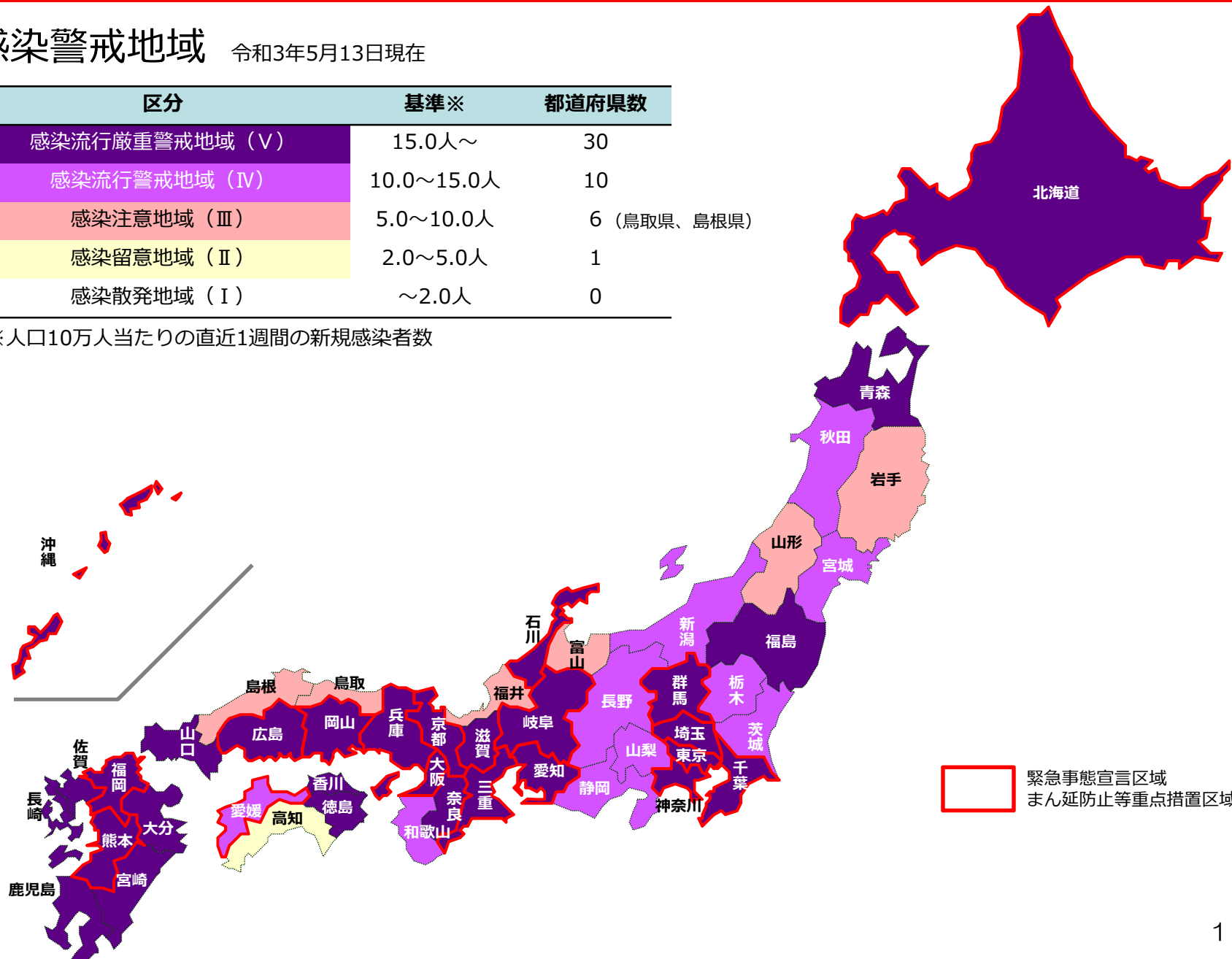
区域	期 間
群馬・石川・熊本(追加)	令和3年5月16日から6月13日まで(29日間)
岐阜・三重	令和3年5月 9日から5月31日まで(23日間)
愛媛	令和3年4月25日から5月31日まで(37日間)
埼玉・千葉・神奈川	令和3年4月20日から5月31日まで(42日間)
沖縄	令和3年4月12日から5月31日まで(50日間)

# 昨年の全国一斉緊急事態宣言を超える感染状況

## 感染警戒地域 令和3年5月13日現在

区分	基準※	都道府県数
感染流行嚴重警戒地域 (V)	15.0人～	30
感染流行警戒地域 (IV)	10.0～15.0人	10
感染注意地域 (III)	5.0～10.0人	6 (鳥取県、島根県)
感染留意地域 (II)	2.0～5.0人	1
感染散発地域 (I)	～2.0人	0

※人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数



# 県境を越えた移動に関するお願い

帰省や旅行、仕事、研修も含め、県境を越えた移動は、必要不可欠な場合を除き、行わないでください。

(山陰両県、兵庫県香美町・新温泉町との往来は除く)

## ➤ やむを得ず、県外に往かれた場合

○県外の方と一緒にいるときは、必ずマスクを着用してください。

○会食など飛沫感染の機会をさけてください。

やむを得ず会食される際は、次のことに気をつけてください。

・食事は短時間で、大皿は控えて個食で、大声を出さず、会話の時は短時間でもマスクを着用。

・同居家族などいつも近くにいる人のみで少人数で。

・換気が良く、座席間の距離も十分に適切なアクリル板が設置され、混雑していない安心な店を選択。

○繁華街や人混みをさけるなど、密閉、密集、密接のそれぞれを回避し、感染予防を一層徹底しましょう。

## ➤ 県外から本県に来県、帰県された場合

○家庭内で感染予防が難しい場合は、宿泊施設の利用も検討してください。

○本県内で2週間は会食など飛沫が飛んで感染のおそれが高い行動は控えてください。

○倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】 受付時間: 9:00~17:15 0120-567-492(コロナ・至急に) 聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033

上記以外: [東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】 [東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

## ◆山陰両県、兵庫県のうち香美町及び新温泉町(因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏)

⇒ 通勤、通学、生活用品の買い物など、感染予防対策を十分取った上での必要不可欠な往来については、差し支えありません。

# 県外からの集客が見込まれる大規模イベントについて

県外からの集客が見込まれる大規模イベントについて、嚴重な感染予防対策の徹底を行うこと、対策が困難な場合はイベントの中止や延期を行うよう主催者、施設管理者に通知(5/14発出)

【主な依頼先】

- ・施設管理者(とりぎん文化会館、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター など)
- ・県内外のイベント主催者

## ◆ イベント開催にあたっては以下を遵守すること

### ➤ 「県版ガイドライン」等を遵守した嚴重な感染防止対策の徹底

(主な感染予防対策)

発熱等の症状がある者の参加自粛、来場者の連絡先の把握、密閉・密集・密接の回避、手洗・手指消毒等の徹底、マスク常時着用、大声禁止、換気の徹底、客席のフィジカルディスタンス確保、物販スペースの感染対策の徹底 等

### ➤ 来場者に対する感染防止対策の徹底の呼びかけ(事前周知含む)

### ➤ 施設管理者においても感染対策の徹底、及び上記の対策が講じられるよう主催者や来場者に対して徹底すること

## ◆ 十分な感染対策が講じられない場合、中止又は延期の検討すること

## スポーツ関係者等への感染症対策の再徹底

スポーツ競技団体や地域スポーツ団体、施設管理者等に対し感染症対策の再徹底を本日依頼（5月31日まで適用）

- スポーツ活動中に、
    - ・ 大声を出さない
    - ・ マスクを着用（可能なものは競技中も着用、観客も着用）
    - ・ 使用する競技用具等の消毒を徹底する
    - ・ 換気を徹底する など、感染症対策の徹底
  - 各競技団体の定めている新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン遵守に加え、特にバレーボールをはじめとした屋内競技や接触の多い競技については、飛沫や接触を避けた練習に絞るなど活動内容を工夫すること
- ⇒ これらの対策を万全に行えない場合は活動の中止も検討すること

# 家庭内でできる感染予防～大切な人を守るために～

## ◆必ずしていただきたいこと

- 「**親しき仲にもマスクあり!**」…十分な距離がとれない時は**マスクを着けましょう**。
- こまめな手洗い** …接触感染を防ぐため、外出後、食事の前、トイレの後など。
- こまめな換気** …屋内では空気の出入口を2か所設け、空気の流れを作る工夫を。
- 共有部分(ドアノブ、手すり、スイッチ)の**消毒**
- タオルや歯磨き粉などの共用を避ける
- 大皿を避け、**個食を徹底**しましょう

## ◆していただきたいこと

- 適度な湿度(50～60%)を保つ
- 可能であれば、食事の時間や場所を分ける

## ◆やむを得ず県外から帰県・帰省されたご家族と過ごすときの感染予防

- 家庭内での感染予防が難しい場合は、宿泊施設の利用も検討しましょう
- 2週間は会食などの飛沫が飛んで感染のおそれが高い接触は避けましょう
- 高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方と会う時は、必ずマスクを着用するなど特に感染予防に留意しましょう

# 職場における感染対策の徹底

- ◆テレワークや交代勤務、昼休みの時差取得など、事業所内や通勤時の人と人との接触を減らす働き方の工夫をお願いします。
- ◆仕事、研修を含め県境を越えた移動は、原則、控えてください。出張等の移動を減らすためのテレビ会議の活用をお願いします。
- ◆オフィス・事業所においても「新型コロナ克服5カ条」など感染防止対策の徹底をお願いします。
  - 手洗い、手指消毒、換気などのこまめな実施
  - 複数人が触る共用設備の消毒
  - 休憩室・更衣室・喫煙室等も含め定期的な換気励行
  - 従業員同士の感染防止距離の確保やアクリル板の設置
  - 屋外を含め、短時間でも会話時のマスク着用
  - 密閉、密集、密接のいずれか一つでも感染例があることから絶対回避
  - 職員の体調管理(発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛含め)
  - 飲食を伴う懇親会・大人数や長時間に及ぶ飲食をやめ、マスクなしでの会話の徹底回避
  - 社員寮等の集団生活の場での対策



# 「早期検査」の体制強化

新型コロナウイルス感染症に関する基本的対処方針(案) (5月14日 政府基本的対処方針分科会より抜粋)

- ・地域の感染状況に応じ、4月から6月にかけて、検査を定期的実施するよう求める
- ・特措法第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開等を通じ、検査を受ける施設を増加させる
- ・政府は、医療機関や高齢者施設等において従事者等に軽度であっても症状が現れた場合に、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約800万回程度分を5月中旬を目途に確保の上、従事者数等に応じた形で、速やかに配布を開始し、可能な限り早く施設への配布を進める。



## 【高齢者施設等の検査体制】

- 体調不良等緊急通報制度、緊急行政検査などにより、感染を早期に探知
- 陽性確認した場合、周辺の者を含め幅広くPCR検査を実施



職員等に対する定期検査などの拡大を含め検討

鳥取方式の「早期検査」体制を強化

# 県庁業務の「新型コロナ緊急体制」

緊急事態宣言等の対象地域が拡充され、本県においても感染力の高い変異株の感染リスクが高まっていることから、引き続き最大限の感染対策を徹底する

## ■ 職員の県外出張等の取扱

県外出張は「とりやめ」（山陰間を除く）

- 県外からの関係者等の招へいについても、原則として出張と同様の取扱いとする
- 関係者との打合せ等については、基本的にオンライン形式で代替する
- 私的な場面においても、感染予防対策を呼びかけている県の職員の立場を自覚し、不要不急の外出や県外への往来、県外の方との飲食は控える

## ■ 庁舎内における感染対策の徹底

バックアップ体制の継続	所属の状況に応じて、2交替制など、不急の業務の先送り等を行い執務室内の職員を削減し、感染リスクの低減を図るとともに、バックアップ体制を確保する
鳥取型オフィスシステム等のさらなる徹底	・非接触型勤務を徹底するため、県庁内においても原則として集合型の会議や打ち合わせは行わず、リモートで対応 ・コピー機・電話機等の定期消毒、手指消毒、換気の頻度のレベルアップを徹底
庁舎内へウイルスを持ち込まない対策の徹底	・職員の検温、健康観察員による健康チェックを徹底 ・庁舎入口での来庁者の手指消毒徹底や検温の実施 ・ドアノブ等の消毒の実施

## 新型コロナウイルス感染症陽性者の概要等

陽性確認日	事 例	管轄 保健所	年代	性別	居住地	職業等	既陽性者との接触
5月13日	県内423例目	米子	20代	男性	米子市	会社員	県内420例目の接触者

# 「新型コロナウイルス感染増大警戒情報」

- 県内でも感染力が高い変異株が猛威を振るっています。
- 注意レベルを一段とあげましょう。

嚴重警戒レベル	東部地区
警戒レベル	米子市

# 鳥取県版新型コロナウイルス警報（5月14日現在）

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	5/13～
鳥取市	警報	3/31～
中部地区	注意報	3/29～
倉吉市	警報	3/30～
西部地区	注意報	3/30～
米子市	警報	4/9～

# 分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 5月14日 12:00現在	ステージⅢ の指標目安	ステージⅣ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 医療の ひっ迫具合	入院医療	確保病床の 使用率	14.6% (47/323床)	20%以上	50%以上
			入院率 (入院者/療養者)	95.9% (47/49人)	40%以下	25%以下
		重症者用 病床	確保病床の 使用率	2.2% (1/47床)	20%以上	50%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			8.8人 (実数49人)	20人以上	30人以上
感染状況	③ PCR陽性率(直近1週間) ※5/5～5/11発表分			1.0% (26/2,724)	5%以上	10%以上
	④ 新規陽性者数(対人口10万人/週) ※5/5～5/11発表分で集計			4.7人 (実数26人)	15人以上	25人以上
	⑤ 感染経路不明割合(直近1週間) ※5/5～5/11発表分で集計			26.9% (7/26人)	50%以上	50%以上

- 現時点ですべての指標がステージⅢの目安に達していない。